

芦屋市条例第23号

芦屋市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。

- (1) 芦屋市立図書館、芦屋市立公民館、芦屋市立体育館・青少年センター、芦屋市谷崎潤一郎記念館及び芦屋市立美術博物館（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。
- (3) 文化に関する事（文化財の保護に関する事を含む。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（芦屋市立図書館設置条例の一部改正）
- 2 芦屋市立図書館設置条例（昭和26年芦屋市条例第2号）の一部を次のように改正する。
第7条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。
（芦屋市立図書館設置条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に芦屋市立図書館協議会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、前項の規定による改正後の芦屋市立図書館設置条例第8条第2項の規定により、芦屋市立図書館協議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における前項の規定による改正前の芦屋市立図書館設置条例第8条第2項の規定により委嘱又は任命された芦屋市立図書館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
（芦屋市民センター運営条例の一部改正）

4 芦屋市民センター運営条例（昭和50年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条中「芦屋市教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第4条とする。

（芦屋市立公民館設置条例の一部改正）

5 芦屋市立公民館設置条例（昭和51年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「芦屋市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第2項中「委員会所属職員」を「所属職員」に改める。

第5条から第7条まで、第9条、第10条、第12条から14条までの規定中「委員会」を「市長」に改める。

第16条中「委員会規則」を「規則」に改める。

（芦屋市立公民館設置条例の一部改正に伴う経過措置）

6 この条例の施行の際現に芦屋市立公民館運営審議会の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の芦屋市立公民館設置条例第15条第2項の規定により、芦屋市立公民館運営審議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における前項の規定による改正前の芦屋市立公民館設置条例第15条第2項の規定により委嘱又は任命された芦屋市立公民館運営審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（芦屋市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

7 芦屋市スポーツ推進審議会条例（昭和62年芦屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第3条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会事務局」を「スポーツに関する事務を所管する課」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（芦屋市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

8 この条例の施行の際現に芦屋市スポーツ推進審議会の委員である者は、施行日に、

前項の規定による改正後の芦屋市スポーツ推進審議会条例第3条第3項の規定により、芦屋市スポーツ推進審議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における前項の規定による改正前の芦屋市スポーツ推進審議会条例第3条第3項の規定により委嘱又は任命された芦屋市スポーツ推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

9 芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和47年芦屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号、第5条の2第3項、第6条、第8条、第11条、第11条の2、第14条及び第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

10 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例第14条第1項の規定により芦屋市教育委員会が管理を行わせることとした指定管理者は、この条例の施行の日に、前項の規定による改正後の芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例第14条第1項の規定により市長に指定管理者として管理を行わせることとされたものとみなす。

(芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の一部改正)

11 芦屋市谷崎潤一郎記念館条例（昭和63年芦屋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第3項、第6条から第8条まで、第9条及び第11条から第13条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1及び別表第3の表中「教育委員会」を「市長」に改める。

(芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の一部改正に伴う経過措置)

12 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の芦屋市谷崎潤一郎記念館条例第13条第1項の規定により芦屋市教育委員会が管理を行わせることとした指定管理者は、この条例の施行の日に、前項の規定による改正後の芦屋市谷崎潤一郎記念館条例第13条第1項の規定により市長に指定管理者として管理を行わせることとされたものとみなす。

(芦屋市立美術博物館条例の一部改正)

- 1 3 芦屋市立美術博物館条例（平成2年芦屋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第3項、第6条から第8条まで及び第10条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第1項中「教育委員会」を「市長」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会は、教育委員会規則」を「市長は、規則」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条の2第1項、第2項第4号及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1の表中「教育委員会」を「市長」に改める。

(芦屋市立美術博物館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の芦屋市立美術博物館条例第12条の2第1項の規定により芦屋市教育委員会が管理を行わせることとした指定管理者は、この条例の施行の日に、前項の規定による改正後の芦屋市立美術博物館条例第12条の2第1項の規定により市長に指定管理者として管理を行わせることとされたものとみなす。

- 1 5 この条例の施行の際現に芦屋市立美術博物館協議会の委員である者は、施行日に、第13項の規定による改正後の芦屋市立美術博物館条例第13条第2項の規定により、芦屋市立美術博物館協議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における第13項の規定による改正前の芦屋市立美術博物館条例第13条第2項の規定により委嘱又は任命された芦屋市立美術博物館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(芦屋市文化財保護条例の一部改正)

- 1 6 芦屋市文化財保護条例（平成元年芦屋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「教育委員会」を「市長」に、同条中「芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第3項並びに第5条第1項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会」を「市長」に、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第7条から第10条まで、第11条及び第12条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条第1項中「教育委員会に」を「市長は、文化財保護法第190条第2項の規定に基づき、」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(芦屋市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 17 この条例の施行の際現に芦屋市文化財保護審議会の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の芦屋市文化財保護条例第14条の規定により、芦屋市文化財保護審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第15条の規定にかかわらず、施行日における前項の規定による改正前の芦屋市文化財保護条例第14条の規定により委嘱された芦屋市文化財保護審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(経過措置)

- 18 施行日前に附則第2項の規定による改正前の芦屋市立図書館設置条例、附則第5項の規定による改正前の芦屋市立公民館設置条例、附則第9項の規定による改正前の芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例、附則第11項の規定による改正前の芦屋市谷崎潤一郎記念館条例、附則第13項の規定による改正前の芦屋市立美術博物館条例若しくは附則第16項の規定による改正前の芦屋市文化財保護条例（以下「改正前条例等」という。）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に改正前条例等の規定によりされている申請その他の手続は、それぞれ附則第2項の規定による改正後の芦屋市立図書館設置条例、附則第5項の規定による改正後の芦屋市立公民館設置条例、附則第9項の規定による改正後の芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例、附則第11項の規定による改正後の芦屋市谷崎潤一郎記念館条例、附則第13項の規定による改正後の芦屋市立美術博物館条例又は附則第16項の規定による改正後の芦屋市文化財保護条例の相当の規定によりされたものとみなす。